

テロの未然防止に関する行動計画

平成16年12月10日

国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	国際的なテロ情勢と我が国への脅威	
1	総論	2
2	海外における邦人へのテロの脅威	3
3	我が国への直接のテロの脅威	4
第 3	今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策	
1	テロリストを入国させないための対策の強化	
	入国審査時及び査証申請時における指紋採取等による入国審査の強化	4
	テロリストに対する入国規制	5
	航空機及び船舶の長による乗員・乗客名簿の事前提出の義務化	5
	I C P O の紛失・盗難旅券データベースの活用によるテロリストの入国阻止	6
	航空会社等に対する乗客の旅券確認の義務付け	6
	文書鑑識指導者の派遣等による諸外国の文書鑑識能力向上の支援	7
2	テロリストを自由に活動させないための対策の強化	
	旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化等	7
3	テロに使用されるおそれのある物質の管理の強化	
	生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の管理体制の確立	8
	爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化	9
	爆発物等を輸入禁制品にすることによる輸入管理の強化	9
4	テロ資金を封じるための対策の強化	
	F A T F 勧告の完全実施に向けた取組み	10
5	重要施設等の安全を高めるための対策の強化	
	情勢緊迫時における重要施設等の警備強化	10
	空港及び原子力関連施設に対するテロ対策の強化	10
	核物質防護対策の強化	11
	スカイ・マーシャルの導入によるハイジャック対策の強化	11

6	テロリスト等に関する情報収集能力の強化等	
	関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等	12
第4	今後検討を継続すべきテロの未然防止対策	
	テロの未然防止対策に係る基本方針等に関する法制	12
	テロリスト及びテロ団体の指定制度	13
	テロリスト等の資産凍結の強化	13
[別添]	これまでに我が国が講じてきた主なテロの未然防止対策	
1	出入国管理等の強化	14
2	テロ関連情報の収集・分析の強化	15
3	ハイジャック等の防止対策の強化	15
4	NBC(核・生物・化学)テロ等への対処の強化	16
5	国内重要施設の警戒警備の強化等	17
6	テロ資金対策の強化	18

第1 はじめに

政府は、国民の安全を確保し、健全な政治、経済、社会制度を維持・発展させていくため、これまで様々なテロ対策を講じてきた。

不幸にもテロが発生してしまった場合に備え、テロの被害を最小限に食い止め、テロの早期鎮圧を図ることができるよう、「重大テロ事件等発生時の政府の初動措置について」(平成10年4月10日閣議決定)等により、政府の初動措置に関する手続の明確化を図った。また、内閣に内閣危機管理監及び所要のスタッフを置いたほか、各省庁にもテロ対策、危機管理を担当する職員を配置するなど、政府の各部門がテロに即応する体制を整えた。

さらに、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人が殺傷される事態に備え、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」においては、緊急処理事態に関する規定が設けられ、国民保護のための手続等の法整備が図られた。

しかし、テロ対策において何よりも重要なのは、テロが発生する前にこれを未然に防ぐことであり、政府は、特に平成13年に発生した9・11米国同時多発テロ以降、国際的な連携を強化しつつ、国内においてテロの未然防止に関する諸施策を強力に推進してきた。その主なものは、別添資料(「これまでに我が国が講じてきた主なテロの未然防止対策」)に示すとおりである。

さて、国際テロをめぐる情勢は、「第2 国際的なテロ情勢と我が国への脅威」に記したとおり依然として厳しく、その我が国への脅威は決して過小評価してはならない。また、国際テロをめぐる情勢は刻一刻と変化していることから、その変化に応じて、我が国のテロの未然防止対策は、不断の見直しが行われなければならない。

こうした認識に立って、政府は、本年8月24日の閣議決定により、国際組織犯罪等対策推進本部を、現在の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部に改組し、国際テロの未然防止対策の検討をその正式な課題とした。これを受け、当推進本部では、9月3日の会合において、我が国におけるテロの未然防止に向けた制度、体制等について点検を行い、問題点を洗い出すこと、その改善策を平成16年内に取りまとめ、期限を切って問題点の解消を図る

ことで合意し、所要の検討を行ってきた。

その結果、「第3 今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策」において、政府が新たな対応を必要とする16の項目を明らかにし、その改善のための方向性と期限を示すことができた。今後、政府は一体となって、当推進本部の決定を着実に実行し、テロの脅威から国民の生命を守り、国民の付託に応えていく。

また、直ちに対策の方向性を示すことは困難であるが、引き続き検討を行い何らかの結論を得る必要があると判断した3つの項目については、「第4 今後検討を継続すべきテロの未然防止対策」に示したとおり、関係省庁において検討を継続し、速やかに結論を得る。

テロ対策には国民の協力が不可欠であるが、その実施に当たっては、善良な国民、事業者に新たな負担を課すこととなる場合もある。したがって、政府としては、それらの負担が合理的かつ必要最小限となるよう配慮するとともに、国際的なテロ情勢、各種施策の必要性等について、国民に対して積極的に情報提供・説明を行い、テロ対策の重要性が十分に理解されるよう努める。

なお、テロ対策は、一国のみで完結し得るものではない。今後も、政府として、国際テロの情勢及び諸外国におけるテロ対策の推進状況に注意しつつ、条約その他の国際約束を遵守し、各国と協調して、我が国がテロ対策の抜け穴となることがないように法制、運用の両面からテロ対策について不断の見直しを行い、テロを許さない国際環境の醸成に努めていく。

第2 国際的なテロ情勢と我が国への脅威

1 総論

9.11米国同時多発テロをはじめ、多数の人間を殺傷する大量殺りく型テロが世界各地で発生している。本年に入ってからだけでも、ロシア・モスクワにおける地下鉄爆破テロ(2月、死者40名)、スペイン・マドリッドにおける連続列車爆破テロ(3月、死者約190名)、ロシア航空機の連続爆破テロ(8月、死者90名)、ロシア・北オセチア共和国における小学校占拠テロ(9月、死者330名以上)などの例を挙げることが

できる。

いずれのテロにおいても、犠牲となっているのは、自らを守る特別の手段を持たない無辜の市民であり、テロは人類及び国際社会が直面する脅威となっている。

国際社会は、これまで、例えば国連において、12のテロ防止関連条約を採択したほか、国連総会決議や安全保障理事会決議を行うなど、テロの防止のための努力を継続してきた。特に、9・11米国同時多発テロ以降は、国際テロを国際社会全体にとって最大の脅威と捉え、国連安保理決議1373号等に基づき、対テロ国際包囲網を強化してきている。

こうした国際社会による「テロとの戦い」は、国際テロ組織アル・カーイダの主要メンバーを多数拘束するなど一定の成果を上げつつあるが、一方で、テロ組織は緩やかなネットワークを形成し、世界各国にその影響を広めつつある。テロの背景には根深い思想、利害等の対立があり、その根絶は極めて困難である。

2 海外における邦人へのテロの脅威

我が国及び邦人の活動は全世界に及んでおり、仕事や観光で海外を旅行する邦人は増え続けている。幸いにして、我が国においては、近年、大規模テロの発生をみていないが、テロが続発する限り、海外において邦人がテロに遭遇する危険は決して小さくない。

現に、アル・カーイダによる9・11米国同時多発テロでは、24名の邦人が死亡又は行方不明となり、平成14年、ジェマア・イスラミアがインドネシア・バリ島で敢行したディスコ爆破テロ（死者202名）では、2名の邦人が亡くなっている。また、本年5月には、サウジアラビアにおいて外国人居住施設が襲撃されるテロが発生し、同施設に居住する邦人がこの襲撃に巻き込まれたほか、10月にはイラクで邦人の誘拐殺害事案も発生した。

米国の同盟国である我が国は、例えば、平成15年10月及び平成16年5月のオサマ・ビン・ラディンのものとされる声明や同年10月のアイマン・ザワヒリのものとされる声明において、テロの標的として名指しされている。我が国の国際社会における存在感が増し、世界に対する影響力が大きくなるにつれて、我が国の権益及び邦人がテロの対象とされる危険性は高まっており、在外公館や海外進出企業、海外在留邦人、邦人旅行者においては、テロに対する十分な警戒が必要となっている。

3 我が国への直接のテロの脅威

我が国に地理的に近接し、政治・経済的にも密接な関係を持ち、我が国の権益が多い東南アジアにおいても、国際テロ組織によるテロが続発している。平成14年10月には、前述のとおり、インドネシア・バリ島においてディスコ爆破テロが、同15年8月には、インドネシア・ジャカルタにおいて米国系大型ホテルに対する自爆テロが発生しているが、これらのテロは、アル・カーイダと関係があるジェマア・イスラミアによるものである。平成16年9月、ジャカルタの豪州大使館前で発生した爆弾テロも、同組織が関与したとする見方が強い。このように、大規模・無差別テロの脅威は、我が国の周辺地域にまで及んできている。

こうした状況において、我が国は、既に述べたように、アル・カーイダを始めとするイスラム過激派からテロの標的として名指しされており、今後、国内において、国際テロ組織によるテロが敢行される可能性は否定できない。また、我が国には、イスラム過激派がテロの対象としている米国権益等が多数存在することから、これを標的としたテロの発生も懸念される。

折しも、先般、ICPO（国際刑事警察機構）を通じて国際手配されていたアル・カーイダ関係者であるフランス人が、他人名義の偽造旅券を使用して我が国に不法に入国を繰り返していたことが判明し、さらに、別のイスラム過激派メンバーが、同人と同居する形で我が国に一時滞在していたことが明らかになるなど、国際テロリストが我が国に潜伏して活動していた実態が解明されてきている。東南アジアにまで及ぶアル・カーイダの国際的なネットワークを考えると、国際テロの動向に対していささかも警戒を怠ることは許されない。

第3 今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策

1 テロリストを入国させないための対策の強化

入国審査時及び査証申請時における指紋採取等による入国審査の強化
テロリストの入国を確実に阻止するためには、入国審査時等に指紋等に

よる申請者の本人確認及び要注意人物リスト等との照合を行うことが効果的である。例えば、米国では外国人の査証申請時及び入国審査時に指紋採取及び写真撮影を行い、要注意人物リスト等と照合する「U S - V I S I T プログラム」を実施している。

そこで、法務省は、入国審査（上陸審査）時に外国人（特別永住者等を除く。）の指紋採取及び写真撮影を行うことを内容とする出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正を行うこととし、平成17年中に検討を行い、実施に当たっての諸留意点を整理した上、諸外国の動向等を踏まえつつ、平成18年の通常国会に入管法の改正案を提出することとする。

また、外務省は、査証申請時における申請者の指紋採取について、在外公館の体制や資機材の整備状況、諸外国の動向等を踏まえ、順次検討の上、実施していくこととする。

テロリストに対する入国規制

テロリストの入国阻止及び退去強制を的確に行うことは、テロの未然防止を図る上で極めて重要であるが、現行の入管法では、テロリストであることのみをもって入国を阻止し、又は退去強制とする規定はない。

他方、例えば、英国においては、国連安全保障理事会又はEU議会がテロリストであること等を理由に入国拒否すべきとした者について、内務大臣の指定等の手続きを経て、その入国を拒否する旨の制度が存在する。

そこで、法務省は、関係省庁の協議により認定されたテロリストの入国を阻止し、又はこれを退去強制とすることを内容とする入管法の改正案を平成18年の通常国会に提出することとする。

なお、退去強制に当たり、警察機関は、入管法第61条の8の規定等に基づき、必要な協力を行う。

航空機及び船舶の長による乗員・乗客名簿の事前提出の義務化

テロリストの入国を阻止するためには、我が国に入国しようとする者に関する情報をできる限り早い段階で入手し、要注意人物リスト等と照合することが効果的である。

このため、警察庁、法務省及び財務省では、外国を出発した航空機が我が国に到着する前に、当該航空会社が搭乗手続時に取得した乗員・乗客に関する情報の提供を受け、これを関係省庁が保有する要注意人物リスト等

と自動的に照合する A P I S（事前旅客情報システム）を構築し、平成 17 年 1 月 4 日の運用開始に向けて準備を進めているところである。しかしながら、A P I S については、航空会社の任意の協力に基づくものであり、また、新たな負担を求めるものであることから、必ずしもすべての航空会社の協力を得られるとは限らない。また、船舶に関しては、A P I S のようなシステムが存在しない。

そこで、警察庁、法務省、財務省及び海上保安庁は、我が国に乗り入れる航空機及び船舶の長に対し、警察機関、入管及び税関への電子媒体、F A X 等による乗員・乗客名簿の事前提出を義務付けることを内容とする法整備について、A P I S の運用状況等を踏まえつつ検討を行い、平成 17 年中に結論を得る。これを踏まえ、平成 18 年度に必要な措置を講ずることとする。

ICPO の紛失・盗難旅券データベースの活用によるテロリストの入国阻止

先般、アル・カーイダ関係者のリオネル・デュモンが、盗難旅券の写真を貼り替えて作成した偽造旅券を使用して我が国への入出国を繰り返していたことが明らかになったが、このように紛失・盗難旅券を使用するテロリストの入国を阻止するためには、諸外国の紛失・盗難旅券に関する情報を迅速に入手し、入国審査の際に活用することが効果的である。

この点に関し、ICPO においては、各国から提供された紛失・盗難旅券に関する情報のリアルタイムな共有を可能にするデータベースの構築が進められているところであるが、先のシーアイランド・サミットにおいて、G 8 各国から同データベースへの情報提供の開始が合意されたことにかんがみれば、同データベースは今後充実していくものと考えられる。

そこで、法務省は、警察庁の協力を得ながら、同データベースに蓄積された各国の紛失・盗難旅券情報を迅速に入手し、入国審査の際に活用することとし、平成 17 年度から必要なシステム開発を行うよう努め、ICPO によるデータベース整備の進捗状況を勘案しながら、可能な限り速やかにその運用を開始することとする。

航空会社等に対する乗客の旅券確認の義務付け

偽変造旅券等を使用する者が我が国に向けた航空機等に搭乗するのを阻止することは、テロリストの我が国への入国の阻止に有効である。

米国等では、航空会社等に対し、乗客が有効な旅券等を所持しているかどうかを確認することを義務付け、また、英国、仏国等では、旅券偽造やなりすましが明らかな場合や旅券不所持の場合に運送事業者の責任を問うなどの制度を有している。また、我が国も既に署名している国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書第11条では、乗客が受入国への入国に必要な旅行証明書を所持していることを確認する義務を定めることとされている。

そこで、法務省は、航空会社等に乗客の旅券等の確認を義務付け、その違反に対する罰則を設けることなどを内容とする入管法の改正案を平成17年の通常国会に提出することとする。

文書鑑識指導者の派遣等による諸外国の文書鑑識能力向上の支援

偽変造旅券等を使用するテロリストの我が国への入国を阻止するためには、諸外国から我が国への出国を未然に防止することが効果的である。

この点に関し、米、英、仏等諸外国では、偽変造旅券等の鑑識に関する専門家を他国に派遣し、現地の出入国審査当局や航空会社に対し、偽変造旅券等に関する指導、助言等を行わせることなどにより、偽変造旅券等を使用する者が自国に向けて出国することの未然防止を図っている。

そこで、法務省及び外務省は、諸外国の文書鑑識能力の向上を図るため、東南アジア各国等において文書鑑識に関する専門家の育成及び文書鑑識に要する装置の導入を支援するとともに、平成17年度から偽変造旅券等に関する指導、助言等を行うため、文書鑑識指導者の現地派遣を図るよう努めることとする。

2 テロリストを自由に活動させないための対策の強化

旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化等

英、仏、伊等諸外国においては、宿泊業者に対し、外国人を宿泊させた場合の国籍等の確認義務や警察への申告義務が課されており、この制度は潜伏活動中の外国人テロリストに関する情報収集や追跡調査等に極めて有効である。

しかしながら、我が国においては、旅館業者に対し、宿泊者名簿の作成は義務付けられているものの、手配者の特定に用いられることの多い国籍

や旅券番号は記載事項とはされていないこと、本人確認義務が課されていないので不正確・不完全な記載である例も見られることなどから、警察等による外国人テロリストに関する情報収集や追跡調査等に支障を来している。

そこで、厚生労働省は、宿泊者名簿の記載事項に外国人宿泊客の国籍及び旅券番号を追加することを内容とする旅館業法施行規則の改正を平成16年度中に行うとともに、通達を発出し、旅館業者に対し、外国人宿泊客の旅券の写しを取るよう強力に指導することとする。また、本措置が、ウィークリー・マンション等の名称で旅館業を営んでいる者によっても確実に実施されるようにするため、厚生労働省は、これらの者が旅館業の許可を取得していない場合には、直ちに当該許可を取得した上で、本措置を実施するよう都道府県等を通じて指導することとする。

なお、警察庁、海上保安庁、法務省及び公安調査庁は、厚生労働省と関係記録の警察等への提出の義務付けに関する法的措置について引き続き検討を行い、平成17年中に結論を得ることとする。

また、警察庁、海上保安庁、法務省及び公安調査庁は、上記の旅館業法施行規則改正及び通達による本人確認等の実施状況を踏まえ、旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化等を内容とする法律案を平成18年の国会に提出することとする。

3 テロに使用されるおそれのある物質の管理の強化

生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の管理体制の確立

生物テロを未然に防止するためには、これに使用されるおそれのある病原性微生物及び毒素（以下「病原性微生物等」という。）に関する適正な管理体制を確立し、テロリストがこれらの病原性微生物等を入手することを阻止することが極めて重要である。

この点に関し、米、英等諸外国においては、病原性微生物等を保有する施設に対し、国への登録等を義務付けることなどにより管理体制の適正化を図っているところであるが、我が国においては、研究者や施設管理者の自主性に委ねられているに過ぎず、必ずしもすべての施設で適正な管理体制が確立されているとは限らない。

そこで、厚生労働省、経済産業省、文部科学省及び農林水産省は、当面の措置として、人の生命、身体に危害を生ずるおそれのある病原性微生物

等を保有する施設に対し、保有している病原性微生物等の種類及び保管方法を国に対して定期的に届け出るよう指導することとする。

また、厚生労働省は、病原性微生物等に関する適正な管理体制の確立を図るため、感染症の病原体を保有している者に対し、国及び都道府県に対する届出を義務付けるとともに、病原体の譲渡の規制、国及び都道府県による報告徴収、調査及び立入検査等に関する規定を設け、違反等に対し行政処分を行い、又は罰則を科すことなどを内容とする法改正について検討を行い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正案を平成18年の国会に提出することとする。

爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化

TATP（トリアセトン・トリパーオキサイド）等爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料となる化学物質の中には、例えば、過酸化水素（オキシドール等）のように薬局等で誰でも容易に入手することができるものも存在する。

そこで、厚生労働省、経済産業省及び農林水産省は、平成16年度中に、通達により関係業界等に対し、爆発物の原料となる化学物質の管理の強化について指導することとする。

また、警察庁は、通達の実施状況を見つつ、関係省庁の協力を得て、爆発物の原料の管理強化に向けた追加的措置の必要性について検討を行い、平成18年中に結論を得て必要な措置を講ずることとする。

爆発物等を輸入禁制品にすることによる輸入管理の強化

爆発物、火薬類等の危険貨物については、現在輸入禁制品ではないため、税関職員は、直接的な犯則調査の権限がなく、不正輸入等の可能性が疑われる場合であっても、疑義を解明するための積極的な質問検査を行えない現状にある。

そこで、財務省は、国内でテロに使用されるおそれのある爆発物、火薬類等の危険貨物を輸入禁制品に追加することなどを内容とする法改正の必要性について検討を行い、必要に応じ、平成17年の通常国会に関税定率法等の改正案を提出することとする。

4 テロ資金を封じるための対策の強化

F A T F 勧告の完全実施に向けた取組み

国際的なテロ資金対策に係る取組みであるF A T F(金融活動作業部会)の「40の勧告(平成15年6月改訂)」及び「9の特別勧告」を完全実施するため、経済産業省、財務省、法務省、金融庁、国土交通省その他関係省庁は、銀行、証券会社、保険会社等に加え、ファイナンス・リース、宝石商、貴金属商、両替商、弁護士、公証人、会計士、不動産業者等に対して、顧客等の本人確認、取引記録の保存及び疑わしい取引の届出の義務を課すことなどについて、平成17年7月までにその実施方法を検討して結論を得ることとする。その結果、法整備を必要とするものについては、平成18年の通常国会に所要の法律案を提出し、法整備を必要としないものについては、平成18年上半期までに所要の制度の整備を行うこととする。

5 重要施設等の安全を高めるための対策の強化

情勢緊迫時における重要施設等の警備強化

国の重要施設や大規模イベント会場等多数の人が集合する施設の警備に当たる警察官等は、職務質問や車両検問等によりテロの防止に努めているが、これらはあくまで相手方の任意の協力に基づくものであることから、警備の実施に様々な困難を生じている。

この点に関し、例えば、英国においては、テロ防止のため、制服警察官は警察幹部が指定した区域において人及び車両を停止させ、安全確保のために必要な措置を講ずることができ、また、指定した道路において駐車を禁止し、又は制限することができるとされている。

そこで、警察庁及び海上保安庁は、テロ情勢が緊迫している場合等には、警戒区域を設定し、警察官等が当該区域内において安全確保のために必要な措置を講ずることができること、重要施設等の周辺に立入制限区域を設定することができることなどを内容とする法整備について検討を行い、平成17年中に結論を得る。これを踏まえ、平成18年度に必要な措置を講ずることとする。

空港及び原子力関連施設に対するテロ対策の強化

空港及び原子力関連施設に対するテロ対策としては、外部からの攻撃のみならず、内部からの破壊工作への対策が必要である。

この点に関し、米、英、仏等諸外国においては、空港及び原子力関連施設内の制限区域への立入者に対し、厳格な適格性のチェック等の保安措置が既に実施されている。また、空港に関しては、I C A O（国際民間航空機関）条約附属書により、可能な場合における保安制限区域への立入者に対する経歴チェックを含む適切な保安措置の実施が、また、原子力関連施設に関しては、I A E A（国際原子力機関）のガイドラインにより、防護区域への立入者に対する信頼性の事前確認措置が、それぞれ求められている。

そこで、空港及び原子力関連施設におけるテロ対策の強化を図るため、国土交通省、経済産業省、文部科学省、警察庁及び関係省庁は、これらの施設における立入制限区域の設定及び一定の要件を満たす者以外の者の当該区域への立入制限措置等について検討を行い、平成17年中に結論を得る。これを踏まえ、平成18年度に必要な措置を講ずることとする。

核物質防護対策の強化

より厳しさを増している核物質防護を巡る状況に的確に対応し、我が国原子力施設の防護水準を国際的に遜色のないレベルにまで引き上げ、核物質防護体制を磐石なものとするため、抜本的な核物質防護対策の強化が必要である。

そこで、I A E Aの最新のガイドライン等を参照しつつ、核物質防護対策の強化及び核物質防護措置の実効性の担保を図るため、経済産業省、文部科学省及び国土交通省は、警察庁及び海上保安庁の協力を得て設計基礎脅威（D B T）を策定するとともに、核物質防護規定の遵守状況を監視するための「核物質防護検査」の導入及び「核物質防護検査官」の新設、防護措置に係る機微情報を知り得る事業者の従業者に対する守秘義務規定の新設（罰則担保付き）等を内容とする核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正案を平成17年の通常国会に提出する。

スカイ・マーシャルの導入によるハイジャック対策の強化

9.11米国同時多発テロの発生により、ハイジャックの未然防止の重要性が改めて浮き彫りになるとともに、万一発生した場合には、直ちに機内においてテロリストの制圧・検挙を図らなければならない場合があることが明らかになった。

この点に関し、米、英、独等諸外国においては、既にスカイ・マーシャ

ル（航空機の飛行中におけるハイジャック犯の制圧等を任務とする法執行官の警乗）の制度が運用されており、また、先のシーアイランド・サミットでは、スカイ・マーシャルに関する国際協力の強化が合意された。

そこで、ハイジャックの未然防止対策の強化を図るとともに、発生時における機内での制圧・検挙を可能とするため、警察庁及び国土交通省は、平成16年12月10日の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部の決定を踏まえ、スカイ・マーシャルの制度の運用を開始することとする。

6 テロリスト等に関する情報収集能力の強化等

関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、外務省、警察庁、法務省、公安調査庁、海上保安庁その他の関係省庁は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努めることとする。

また、政府全体として、在外公館を通じ、国外におけるテロ情報の収集のための取組強化に努める。このため、外務省は、警察庁、公安調査庁、海上保安庁その他の関係省庁の協力を得つつ、引き続き在外公館における対外情報の収集・分析体制の強化に取り組むこととする。

第4 今後検討を継続すべきテロの未然防止対策

テロの未然防止対策に係る基本方針等に関する法制

テロの未然防止の重要性に対する国民の認識・理解を深め、その対策の推進に資するため、テロの未然防止の重要性や、これに関する国の基本的な姿勢、関係機関や国民の責務等に関して規定することなどを目的としたテロの未然防止に関する法律案について、警察庁、法務省、公安調査庁、国土交通省その他の関係省庁は検討を行い、速やかに結論を得ることとする。

テロリスト及びテロ団体の指定制度

米国、英国等には、関係大臣が外国のテロリスト及びテロ団体を指定し、これに対して資産の凍結、支援行為の禁止、構成員の入国拒否等の規制を行う制度が存在する。

そこで、テロリスト及びテロ団体に関する情報の収集・分析体制の強化を図るとともに、テロリスト及びテロ団体を指定して所要の規制を行う制度について、警察庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁、法務省その他の関係省庁は検討を行い、速やかに結論を得ることとする。

テロリスト等の資産凍結の強化

テロリスト等の活動を抑止するため、財務省及び経済産業省は、外国為替及び外国貿易法に基づき、テロリスト等向け支払及びテロリスト等との間の資本取引を許可制にすることにより、実質的にテロリスト等に対する資産凍結の措置を講じている。しかしながら、国内における居住者間の取引等については、同様の規制が存在しない。

そこで、テロリスト等の資産凍結の強化を図るため、テロリスト等に係る国内における居住者間の取引等の規制の在り方について、公安調査庁は、関係省庁と協議を行い、速やかに結論を得ることとする。

〔別添〕

これまでに我が国が講じてきた主なテロの未然防止対策

1 出入国管理等の強化

出入国審査の強化

テロリスト等の入国を阻止するため、A P I Sの導入（平成17年1月から運用開始予定）、高性能の偽変造文書鑑識機器の導入、査証発給情報の関係省庁間での共有等により、関係機関の情報交換・連携強化及び一層厳格な出入国審査を実施

海上監視等の強化

巡視船艇、航空機等により海上監視を強化・徹底。航路・港湾における監視カメラ設置等により船舶動静、問題船の把握を行うなど情報収集・分析及び監視体制を強化。埠頭等主要港湾施設における巡回の強化、注意喚起などの警戒強化を実施

通関検査体制等の強化

銃砲、爆発物等の密輸入阻止を目的として、入国旅客及び乗組員の携帯品（託送品、別送品を含む。）の開披検査を強化。輸入商業貨物、輸入郵便物の審査・検査を強化。動植物検疫においても不審事例が見受けられた場合の関係機関への連絡を徹底

国際空港・港湾における危機管理体制の強化

関係省庁担当課長等で構成される「空港・港湾水際危機管理チーム」を内閣官房に設置し、空港保安委員会、港湾保安委員会の開催により関係機関の連携を強化。枢要な国際空港（成田、関西）・港湾（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸）に都道府県警察の警察官、海上保安（監）部長からなる危機管理官を設置し、関係機関の連携を強化

出入国審査におけるバイオメトリクスの活用

I C A O標準に準拠したI C旅券の平成17年度中の導入を目指して

取り組むとともに、バイオメトリクスを活用した出入国審査の構築に向けて、必要な調査研究及び実証実験を実施。また、今後各国において導入が進むe-Passportについて、その互換性・相互運用性の確保のための調査研究を実施

紛失・盗難旅券情報のICPOへの提供

紛失・盗難旅券情報の国際的共有を可能とし、入国審査の強化にも資するよう、我が国の紛失・盗難旅券情報のICPOデータベースへの提供を平成16年11月から開始

2 テロ関連情報の収集・分析の強化

テロ関連情報の収集体制の強化

警察庁外事情報部及び国際テロリズム対策課、外務省国際情報統括官組織、海上保安庁警備救難部警備課情報調査室、公安調査庁公安調査管理官等所要の機構整備、警察庁国際テロ緊急展開チーム（TRT）の国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）への改組等により情報収集体制、外国機関との連携体制を強化

テロ関連情報の分析・評価、共有体制の確保

各省庁が把握した重要情報及びその分析・評価について、内閣情報官に集約した上で、政府全体として総合的に分析・評価し、関係省庁間で共有する体制を確保

3 ハイジャック等の防止対策の強化

空港の警戒警備の強化

航空会社等による空港警戒態勢を最も厳しいフェーズE＝非常態勢に強化するとともに、旅客の靴に対する随時のX線検査等検査を強化・徹底。空港内の巡回強化、保安検査場への警察官の増強配備やチェックインカウンター等における警戒を実施。さらに、主要空港については、利用者の多い時間帯に機動隊を運用して警戒を強化

航空機内への危険物持込禁止措置の強化

航空法の改正により、小型ナイフを含む刃物類、強打すること等により凶器となり得る物、先端が著しく尖っている物、その他凶器となりうる物品全てに関し、航空機内への持込みを禁止

航空保安検査能力の強化

成田、関西及び羽田空港において保安検査場等を整備。液体物検査装置を平成16年11月から国内の各空港において順次導入開始。また、インライン検査システム（危険物を自動探知するX線検査機器及び爆発物検知装置を有機的に組み合わせたシステム）を羽田空港に導入

コックピット・ドアの強化

航空機の客室側から操縦室への侵入を阻止し、ハイジャックを防止するため、拳銃の弾丸等の貫通も阻止できる強化型操縦室扉の装備を平成15年11月から義務化

空港への不法侵入対策の強化

場周フェンス、センサーの設置等による侵入防止策をとるとともに、強化措置を羽田空港において実施。その他主要空港についても順次強化予定

4 N B C（核・生物・化学）テロ等への対処の強化

核物質、放射性物質、生物剤、化学剤等の管理、防護措置の強化

「生物化学テロ対処政府基本方針」（平成13年11月8日関係閣僚会議決定）その他に基づき、N B Cテロに使用されるおそれのある物質を取扱う事業者、研究機関等に対し、保管・管理の強化、盗難防止対策について指導・要請を実施。不自然な取引等に関する情報収集を強化。空中撒布に使用される恐れのある小型航空機の盗難防止対策等を徹底。主な原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者等に対し、核燃料物質、放射性同位元素等の安全管理の徹底、核物質防護の徹底、治安当局等との連携強化等を要請

不審郵便の警戒、水道施設の警備等の強化

不審な郵便物への警戒を実施。水道については、水源監視の強化、浄

水場、配水池等の水道施設の警備の強化、毒性等の有無を生物を使って監視するバイオアッセイ等による水質管理の徹底などを水道事業者等に指導

爆弾テロ防止条約の締結に伴う関係国内法の整備

「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」により、爆弾テロ防止条約の締結に伴い関係法律（爆発物取締罰則、原子炉等規制法、放射線障害防止法、火炎びん処罰法、生物兵器禁止法、化学兵器禁止法、サリン法）を整備

5 国内重要施設の警戒警備の強化等

我が国重要施設等の警戒警備の強化

我が国の重要施設及び米国等関連施設等に対する警戒警備を強化。特に、原子力発電所等について、陸上及び海上からの警戒警備を24時間体制で実施。原子力事業者等においても、自主警備を実施するとともに、原子炉等規制法に基づき所要の防護措置を実施

鉄道の警戒警備の強化

新幹線を始めとする鉄道に関し、鉄道警察隊員や機動隊員による列車警乗、警備犬も活用した駅構内の巡回強化、職務質問の徹底、警察車両による沿線警戒の強化を実施。管理者による自主警備、不審な手荷物の所有者確認や旅客等への不審物発見時の協力要請等を実施

旅客船等の警戒警備の強化

国内の主要航路を航行する旅客船・カーフェリーへの海上保安官による警乗を実施。旅客ターミナルの警戒を強化。旅客船事業者による自主警備、旅客等への不審物発見時の協力要請を実施

多数集合施設等の警戒警備の強化

大規模イベント会場等多数の人が集合する施設、ライフライン施設の管理者等に対し、自主警備の強化に係る指導・助言を行うほか、情勢に応じて警察官による警戒を実施するなど警戒警備を強化

S O L A S 条約対応のための港湾及び船舶の保安対策の推進

港湾施設及び船舶における保安の確保のため、国際港湾施設にあっては制限区域の管理、港湾施設内外の監視等の措置を実施し、国際航海船舶にあっては制限区域の設定、乗船者の本人確認、船内の巡視又は監視等の措置を実施。また、国際航海船舶の入港に係る規制として事前通報の義務付け、立入検査等の措置を実施

6 テロ資金対策の強化

テロ資金供与防止条約及び国連安保理決議 1 3 7 3 の履行のための関係国内法の整備

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（本人確認法）の制定とともに外国為替及び外国貿易法（外為法）の一部改正を行い、預貯金口座開設時における顧客の本人確認等を義務付け。また、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（犯罪資金供与処罰法）の制定などにより、テロ資金の提供、収集を刑事処罰の対象とした上、国外犯その他所要の規定を整備。さらに、先の臨時国会で、預貯金通帳等を譲り受ける行為等に罰則を定め、預金口座等の不正利用の防止を図ることを内容とする本人確認法の改正が成立

テロ資金供与に関する F A T F 特別勧告等の履行

外為法に基づき、テロリスト等の資産凍結等の措置を実施するとともに、外国為替取引を行う金融機関等に対し、顧客の本人確認等を義務付け。また、犯罪資金供与処罰法により、テロ資金の没収等や資金洗浄行為の処罰を可能にするるとともに、疑わしい取引の届出制度の範囲の拡充その他所要の規定を整備

テロリスト等に対する資産凍結等の実施

外為法に基づき、テロリスト等に対し資産凍結等の措置を累次にわたり実施するとともに、その実効性を確保するため外国為替検査を強化

銀行、証券会社等の金融機関等による本人確認の徹底

本人確認法及び外為法により預貯金口座開設時の本人確認等を義務付

けるとともに、各金融団体に対し、本人確認の徹底を要請

疑わしい取引の捜査及び地下銀行事案の摘発

犯罪収益等の疑いのある取引に関する金融機関よりの届出に基づく捜査及び地下銀行事案の摘発